

厚木市ごみ減量化・資源化推進交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出されるごみ及び資源物について、ごみ減量・資源化に協力する住民自治組織（以下「自治会等」という。）に対し、交付金を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業等)

第2条 この要綱における交付金の交付対象事業及び交付額は、別表第1に定めるとおりとする。

(申請手続)

第3条 交付金の交付を受けようとする自治会等の代表者（以下「申請者」という。）は、厚木市ごみ減量化・資源化推進交付金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

(交付金の交付等)

第4条 市長は、前条の規定による交付金の交付申請があったときは、事業計画書その他の書類を審査の上、適当と認めたものについて、交付金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、交付金の交付に条件を付することができる。

- 2 市長は、前項の規定により交付金の交付を決定したときは、速やかに交付金交付決定通知書（第2号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項に規定する通知を行った後、交付金の交付決定を受けた申請者からの適法な請求書に基づき交付金を交付するものとする。

(実績報告)

第5条 交付金の交付を受けた申請者は、交付金に係る事業が完了した日から30日以内に厚木市ごみ減量化・資源化推進交付金実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 厚木市資源分別回収協力金交付要綱（平成21年10月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

交付対象事業	(1) 循環型社会の形成に関する事業 (2) 集積所運営管理に関する事業 (3) 資源物持ち去りに関する監視事業 (4) その他ごみ減量・資源化を推進するための事業		
交 付 額	<p>交付金の額は、会計年度において、予算の範囲内で次のとおり算出した額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <table border="1" data-bbox="568 703 1291 956"><tr><td data-bbox="568 703 1291 748">算出方法</td></tr><tr><td data-bbox="568 748 1291 956">別表第2に定める各自治会等の該当する係数 × 当該年度予算額</td></tr></table>	算出方法	別表第2に定める各自治会等の該当する係数 × 当該年度予算額
算出方法			
別表第2に定める各自治会等の該当する係数 × 当該年度予算額			

別表第2 (別表第1 関係)

厚木市ごみ減量化・資源化推進交付金算出係数一覧

自治会	係数	自治会	係数	自治会	係数	自治会	係数
厚木北地区		睦合西地区		アムニティヒル本厚木		森の里4丁目	
松 枝	0.0098	及川第1	0.0021	南毛利地区		森の里5丁目	0.0154
元 町	0.0071	及川第2	0.0042	戸室1丁目	0.0077	相川地区	
東 町	0.0032	及川第3	0.0030	戸室2丁目	0.0086	岡田第1	0.0050
天王町	0.0063	及川団地	0.0030	戸室3丁目	0.0040	岡田第2	0.0025
大手北	0.0053	林第1	0.0050	戸室4丁目	0.0051	岡田第3	0.0030
大手南	0.0038	林第2	0.0064	戸室5丁目南	0.0039	岡田第4	0.0023
大手西	0.0163	林第3	0.0066	戸室5丁目北	0.0046	酒井宿	0.0043
弁 天	0.0040	林第4	0.0063	戸室小田急住宅	0.0038	酒井新宿	0.0018
仲町北	0.0023	荻野地区		恩名1丁目	0.0037	上戸田	0.0035
西 仲	0.0240	用 野	0.0015	みらい文化川本	0.0047	中戸田	0.0048
吾妻町	0.0073	北 部	0.0016	恩名2丁目	0.0038	下戸田	0.0044
厚木南地区		丸 打	0.0017	恩名3丁目	0.0064	沖戸田	0.0010
仲町南	0.0020	田 尻	0.0015	恩名4丁目	0.0014	戸田下沖	0.0006
幸 町	0.0041	浅 後	0.0017	恩名5丁目	0.0013	下津古久	0.0020
泉 町	0.0035	峰柄沢	0.0014	温水第1	0.0020	上落合	0.0069
旭町1丁目	0.0043	荒 井	0.0017	温水第2	0.0034	長 沼	0.0019
旭町2丁目	0.0072	真 弓	0.0014	温水第3	0.0031	厚木リバーサイド	0.0043
旭町3丁目第1	0.0057	清 源	0.0026	高坪第1	0.0041	緑ヶ丘地区	
旭町3丁目第2	0.0053	まつかげ台	0.0183	高坪第2	0.0065	緑ヶ丘1丁目	0.0039
旭町4丁目	0.0044	久 保	0.0025	浅間山第1	0.0035	緑ヶ丘2丁目	0.0042
旭町5丁目	0.0117	泉	0.0059	浅間山第2	0.0034	緑ヶ丘3丁目	0.0045
南 町	0.0063	椋 谷	0.0019	エステ・スクエア本厚木	0.0077	緑ヶ丘4丁目	0.0061
ひばり	0.0028	東	0.0021	ネオステージ本厚木	0.0031	王子2丁目	0.0042
厚木岡田団地	0.0060	宮 郷	0.0026	愛名第1	0.0079	王子3丁目	0.0029
依知北地区		馬 場	0.0025	愛名第2	0.0027	奥原地区	
上依知上町	0.0069	本 郷	0.0018	愛名第3	0.0026		
上依知中町	0.0034	公 所	0.0015	上長谷	0.0046		
上依知下町	0.0039	枿 割	0.0017	長谷清水	0.0077		
藤塚団地	0.0153	子 中	0.0104	谷戸長谷	0.0058		
猿ヶ島	0.0011	新 宿	0.0097	中長谷	0.0061		
新 開	0.0038	鷲尾1丁目	0.0066	下長谷	0.0048		
山ノ根	0.0104	鷲尾2丁目	0.0031	グリーンハイツ愛名	0.0013		
中 平	0.0044	とびお24街区	0.0032	毛利台ハイツ	0.0053		
小 平	0.0040	鷲尾2丁目25街区	0.0021	毛利台1丁目	0.0054		
山際団地	0.0073	鷲尾3丁目	0.0044	毛利台2丁目	0.0061		
下川入第1	0.0084	鷲尾3丁目2街区	0.0025	毛利台3丁目	0.0085		
下川入第2	0.0032	鷲尾4丁目	0.0044	南毛利南地区			
下川入第3	0.0053	鷲尾5丁目	0.0058	船 子	0.0056		
依知南地区		みはる野	0.0146	上愛甲	0.0098		
関 口	0.0071	小点地区		坊 中	0.0039		
長 坂	0.0078	台	0.0041	坊中第2	0.0041		
中依知	0.0076	千頭上	0.0016	宿愛甲	0.0081		
下依知	0.0089	千頭中下	0.0029	片 平	0.0030		
金田上部	0.0066	南千頭	0.0022	愛甲原	0.0032		
金田中部	0.0045	古松台	0.0050	コープ野村	0.0054		
金田東部	0.0036	日枝上	0.0018	愛甲宮前	0.0041		
本厚木スカイハイツ	0.0073	日枝下	0.0034	パークハイツ本厚木	0.0025		
睦合北地区		日枝辻	0.0023	サングレイス愛甲石田	0.0014		
棚 沢	0.0044	尼 寺	0.0024	玉川地区			
上三田	0.0046	橋 場	0.0011	岡津古久	0.0010		
中三田第1	0.0041	山 岸	0.0010	岩田・竹の内・町屋	0.0013		
中三田第2	0.0074	上飯山	0.0021	川野・桂木	0.0006		
根 岸	0.0115	白 山	0.0030	堀 合	0.0009		
十日市場	0.0016	小金原	0.0037	中屋・榎田・栢山	0.0024		
三田宿舎	0.0012	駒ヶ原	0.0022	上村・神明前	0.0010		
睦合南地区		本厚木ハイデンス	0.0031	久保屋敷・日向川一部	0.0008		
田 園	0.0090	猿 谷	0.0009	大畑・日向川一部	0.0011		
白 根	0.0080	猿月見台	0.0049	馬場・滝・深田・原	0.0013		
中 村	0.0053	矢崎・市道・野竹沢	0.0023	門口・大竹	0.0017		
瀬戸睦	0.0060	仲通り南谷戸	0.0014	神 川	0.0008		
反 田	0.0038	打 越	0.0012	観音・谷戸	0.0010		
そりだハイツ	0.0088	下古沢上分	0.0013	中沢・川久保	0.0008		
木売場	0.0068	下古沢中分	0.0019	上谷戸・峰岸	0.0008		
市 場	0.0057	下古沢下分	0.0009	大沢・横畑・足ヶ久保	0.0009		
三 家	0.0025	宮の里中央	0.0042	森の里地区			
妻田第1	0.0033	宮の里第1住宅	0.0047	森の里1丁目	0.0104		
三家南	0.0170	宮の里第2	0.0027	森の里2丁目	0.0122		
妻田中央	0.0049	宮の里東	0.0025	森の里3丁目	0.0130		

第1号様式（第3条関係）

厚木市ごみ減量化・資源化推進交付金交付申請書

年 月 日

(宛先)
厚木市長

所在地

団体名

代表者

厚木市ごみ減量化・資源化推進交付金交付要綱第3条の規定に基づき、
年度交付金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請金額	予算額	円
	係数	
	申請額	円
2 添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書	

事業計画書

月	計画事業 NO 記入欄
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	
摘要	

※該当する計画事業のナンバーを左欄に御記入ください。

NO	計画事業内容
1	集積所管理運営
2	集積所補修
3	パトロールの実施
4	分別指導
5	啓発物品、備品等の購入
6	清掃活動
7	研修視察の実施
8	パンフレット作成・配布
9	そ の 他 ()

収支予算書

収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
交付金		
合 計		

支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
合 計		

第2号様式（第4条関係）

厚木市ごみ減量化・資源化推進交付金交付決定通知書

年 月 日

様

厚木市長

印

年 月 日付で申請のあった交付金については、次のとおり決定したので通知します。

1 事業の名称	
2 交付金交付 決定金額	
3 交付条件	<p>(1) この交付金は、 年度厚木市ごみ減量化・資源化推進のために交付するものであり、要綱第2条に規定する交付対象事業外への使用はしないこと。</p> <p>(2) 市の監査を求められたときは、関係書類を提示すること。</p> <p>(3) 不正な方法により交付金の交付を受けたことが判明した場合には、交付金交付の決定が取り消され、交付された交付金の全部又は一部の返還を命ずることができるものであること。</p> <p>(4) 交付事業が完了したときは、30日以内に厚木市ごみ減量化・資源化推進交付金実績報告書（第3号様式）に事業報告書及び収支決算書を添えて市長に提出すること。</p> <p>(5) 交付時期 年 月</p>

第3号様式（第5条関係）

厚木市ごみ減量化・資源化推進交付金実績報告書

年 月 日

(宛先)
厚木市長

所在地

団体名

代表者

厚木市ごみ減量化・資源化推進交付金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり 年度の実績報告をします。

1 交付金額	円
2 添付書類	<input type="checkbox"/> 事業報告書 <input type="checkbox"/> 収支決算書

事業報告書

月	実施事業 NO 記入欄
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	
摘要	

※該当する実施事業のナンバーを左欄に御記入ください。

NO	実施事業内容
1	集積所管理運営
2	集積所補修
3	パトロールの実施
4	分別指導
5	啓発物品、備品等の購入
6	清掃活動
7	研修視察の実施
8	パンフレット作成・配布
9	その他 ()

収支決算書

収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	増減 (△)	摘 要
交付金				
合 計				

支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	増減 (△)	摘 要
合 計				